

令和5年3月10日

保護者の皆様へ

枚方市子ども未来部長

就学前児童施設における新型コロナウイルス感染確認時等の対応の変更について

平素は、本市の子ども・子育て支援施策並びに新型コロナウイルス対策にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、現在、新型コロナウイルス感染症によるクラス閉鎖や、感染及び濃厚接触者に伴う療養等により登園しなかった間については、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、日割りにより保育料を還付しているところですが、国より、現在の新型コロナウイルス感染症の対策の状況を踏まえ、令和5年4月1日以降については、保育料の減免措置を廃止する旨の通知がありました。

現在の新型コロナウイルス対策は、感染防止対策と社会経済活動の両立が図られ、令和5年5月8日からは、国において、新型コロナウイルスを感染症法上の5類に位置づける方針が決定されています。

これらの方針を受け、下記のとおり対応を変更しますのでお知らせします。

記

1. 変更点について

内 容	新（変更後）	旧（変更前）
クラス閉鎖	原則開所する。	最初の感染確認から5日間の中で3人の感染が確認された場合、3人目の感染確認の翌日から原則3日間のクラス閉鎖
保育料の還付	還付しない。	クラス閉鎖期間及び園児又は家族が感染又は濃厚接触者となり自宅療養/自宅待機となり登園しなかった分を日割りで還付 (手続きについては別紙の案内をご覧ください)
感染確認時の接触者への検査	感染者が確認された場合、接触のあった職員に抗原検査のみを実施	感染者が確認された場合、接触のあった職員に抗原検査を実施 クラスターなど感染の拡がりがある場合は職員にPCR検査を実施

※変更前の基準によりクラス閉鎖期間が年度をまたぐ場合であっても、令和5年3月31日をもって、クラス閉鎖を終了します。

2. 適用日

令和5年4月1日（土）から適用

枚方市役所 子ども未来部 子育て支援室
私立保育幼稚園課
TEL：072-841-1471（直通）/ FAX：072-841-4319
E-mail：s-hoyou@city.hirakata.osaka.jp
〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20